

# 広島県教育委員会会議録

令和3年12月22日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年12月22日（水）

9：30開会

11：06閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参	重	森	栄	理
与	榊	原	恒	雄
理事	江	原		透
総務課長	糸	崎	誠	二
秘書広報室長	大	島		裕
教職員課長	杉	本	真	一
学校経営戦略推進課長	矢	原	豊	祥
義務教育指導課長	竹	志	幸	洋
高校教育指導課長	玉	木	昌	裕
特別支援教育課長				

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	1
日程第3	報 第1号	令和3年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第4	報告・協議1	令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について	8
日程第5	第1号議案	教職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。  
会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。  
細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。  
平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。  
第1号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第2号議案 令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について

平川教育長： それでは、第2号議案、令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。  
竹志高校教育指導課長： 第2号議案、令和5年度広島県立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。  
現在、中学校第2学年の生徒が受検することとなる令和5年度入学者選抜から新たな制度に変更することに伴い、基本方針についてもこれまでと大きく変更することとしております。  
初めに、令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。  
現行の入学者選抜におきましては、選抜（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）と3回の選抜を実施しておりますが、入学者選抜の期間を短縮することにより、授業時間を確保し、各学校の教育の充実を図るため、推薦入試に当たる選抜（Ⅰ）を廃止し、選抜の回数を2回とし、名称を一次選抜、二次選抜としております。  
1ページの1-1、一次選抜（併設型高等学校を除く。）を御覧ください。  
（1）選抜の方法でございますが、アからエの四つの方法により実施いたします。  
ア、一般学力検査につきましては、従前の内容から変更はございません。  
続いて、イ、調査書につきましては、第3学年における学習の到達度をより重視する観点から、調査書の第3学年の評点を3倍にすることとしております。  
続いて、ウ、自己表現につきましては、本県が15歳の生徒に身に付けてもらいたい力として設定しております自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力の三つの力を見るために、今回新たに実施するものでございます。この自己表現では、受検生自身が自己を表現するための自己表現カードを事前に作成し、このカードを活用して、受検生個々に面談形式で行います。  
続いて、2ページを御覧ください。エ、学校独自検査について御説明いたします。前

述のアからウの方法に加え、各高等学校等の特色に応じ、お示ししている（ア）及び（イ）の方法を実施するものでございます。なお、学校独自検査を実施するかどうかは、高等学校長が決定することとしております。

次に、（２）合格者の決定につきましては、一般枠による選抜に加え、特色枠による選抜により合格者を決定することができることとしております。この二つの違いでございますが、一般枠による選抜においては、一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重を6対2対2とするのに対し、特色枠による選抜においては、校長がその配点の比重を定めることができることとしております。

なお、特色枠による選抜を実施する場合、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定することとし、実施の有無につきましては、校長が決定することとしております。

続いて、1-2、一次選抜（併設型高等学校）を御覧ください。

（１）選抜の方法、ア、学力検査でございますが、併設型高等学校におきましては、国語、数学、外国語（英語）の3教科において、自校が作成した学力検査を実施することとしております。また、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができることとしております。

その他の点につきましては、先ほど説明いたしました、1、一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様でございます。

続いて、3ページ、2、二次選抜について御説明いたします。この二次選抜は二次募集に当たるものでございます。二次選抜では、調査書及び自己表現の結果、学校独自検査を実施した学科・コースにあつては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して合格者を決定いたします。

最後に、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜等につきましては、4ページから5ページにお示ししておりますので、御覧ください。

それでは、次に、令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

6ページを御覧ください。特別支援学校高等部の入学者選抜におきましては、高等学校に準じて、令和5年度入学者選抜からその内容を変更しております。

まず、特別支援学校高等部における募集については、現行と同様、一次募集と二次募集の2回行います。

続いて、一次募集の選抜の方法、合格者の決定につきましては、6ページから9ページにかけて、学科やコースごとにお示ししております。なお、普通科におきましては、障害種のうち知的障害が、他の障害種と選抜の方法や合格者の決定の内容が大きく異なるため、項目を別立ててお示しをしているところでございます。

選抜の方法につきましては、現行からの大きな変更が2点ございます。

まず1点目は、調査書の取扱いを高等学校に準じて定めたことでございます。なお、指導要録上、各教科の評価が文章記述である生徒の内、職業コースを含む知的障害の志願者については、合格者の決定において、調査書の内容は使用しないこととしております。

続いて、変更点の二つ目でございます。高等学校と同様に、自己表現を実施することでございます。なお、この自己表現につきましては、原則、全ての志願者において実施いたしますが、職業コースを除く知的障害普通科の志願者につきましては、7ページの（２）イ、自己表現、（ア）に記載しておりますとおり、自己表現カードを活用せず実施することとしております。また、同じく（ウ）に記載しておりますとおり、実施の主たる目的を受検者の実態把握としていることから、合格者の決定に当たり、自己表現は使用いたしません。

最後に、9ページを御覧ください。第2、二次募集、2、選抜の方法につきましては、一次募集で実施する選抜方法のうち、学力検査を除いた方法により選抜を実施することとしております。

その他、高等学校の基本方針の表記に揃えるなど、細かな文言修正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 4ページの学校独自検査なのですがけれども、何校ぐらいがこういう学校独自検査を実施する見込みなのでしょうか。

- 竹志高校教育指導課長： 現在、新しい制度で入試をどうするかということをお学校のほうで作っていただいているところだ。3月末に、入学者選抜実施内容シートというものを作ろうとしておりますので、現時点ではどれぐらいということが把握できていない状況にあります。
- しかし、お学校の特色を生かした入試をしていきたいということで進めておりますので、かなり多くのお学校がいろいろと工夫をしてくるのではないかと考えております。
- 菅田委員： それと、お学校独自のほうほうについて、それをチェックする予定はあるのですか。
- 竹志高校教育指導課長： 最終的にお学校が受検者や保護者に説明ができる入試にしていけないと思っておりますので、私たちが見ても、これは本当に適当なのかと感ずるものについては、お学校としっかりと協議をしながら適切な説明ができる、そして、お学校の特色を生かした入試になるように指導、支援をしてまいりたいと考えております。
- 中村委員： まず1点確認ですが、4ページの二次選抜の自己表現というのは、これは一次選抜でも自己表現をやっていると思うのですが、二次選抜でも改めてもう一回、カードを書いてもらって自己表現をやるということで合っていますでしょうか。
- 竹志高校教育指導課長： 今おっしゃっていただいたとおり、二次選抜においても、また改めて生徒に自己表現カードを作っていただき、実施するというを考えております。
- 中村委員： 分かりました。
- この基本方針に書いてあること自体は、既に方針が大体決まっていることを文章にしていると思っておりますので、内容については特に申し上げることは私としてはありません。ただ、気になるのは、この方針に沿って実際にやる入試の実務、例えば自己表現の評価をどういうふうにするのかとか、もう既に準備をいただいていると思っておりますけれども、その辺りが適正に実施されるように引き続き準備をいただきたいと思います。それとともに、今回の入試改革の肝は、生徒たちに中3の時点で自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力を身に付けておいてもらって、それを検査するというところだと思っておりますが、各お学校、選択してもらうということになりますけれども、やはり各お学校の教育目標やアドミッションポリシーが、それぞれしっかりあることがこの制度の前提だと思っておりますので、その辺りもよろしくお願ひしたいと思っております。
- 竹志高校教育指導課長： まず1点目の自己表現のところでございますけれども、周知を図るために、例年であれば県が実施要項を定めて、それをお学校に周知するのが大体10月ですが、もう4月、5月の段階で第1回目をして、そのときに入試改革の大きな方向性ももう一回周知もしますけれども、具体的に大きく変更したところについては詳しく御説明をさせていただきます。特に自己表現については、それを担当するお学校の代表も出ていただいて、実際に研修もしたいと考えているところでございます。
- それともう1点、一番肝心なお学校のスクールポリシーやミッションをしっかり踏まえた上で入試をしていただくことになりますので、これについては、今の学びの変革の第3期の取組の中で各お学校・学科の特色を生かしたということで、今年も1年かけて合計7回、お学校の在り方やモットー、スクールミッションを作るような研修をして、ある程度固まってきておりますので、それに基づいてこの入試も展開できればと考えておりますので、そういう支援もしっかりしていきたいと思っております。
- 杉本お学校経営戦略推進課長： 今回の件、お学校の特色についてですけれども、これまでばらばらに各お学校でお学校経営計画を作っておりましたけれども、昨年度、何をするかということをお明確に打ち出しているということでお学校経営計画の様式を作り直しました。今年度もそれで1年スタートし、これも、この入試の先ほどありましたシートに盛り込む予定にしておりますので、併せてこういったことも周知をしていきたいと思っております。
- 細川委員： 御説明ありがとうございます。いよいよあと1年後、大規模な改革で、より良い選抜制度になると思っておりますので、この新しい選抜制度がまずもって生徒、保護者、それからお中学校も高校もですけれどもお学校に、本当にしっかりと理解をしていただき、間違えて理解されないようにしないといけないと思っております。以前の3段階のときでも、お学校と保護者との認識が少しずれており、選抜を受けられなかったということも実際ありますので、その辺りのところが改めてどの程度、その三者に理解をされているのかということと、もう一つ、自己表現のところでお高等学校長が2、3人の範囲内で検査官の人数を定めることになっておりますが、その辺りが、志願者も大変多いお学校になりますと時間が掛かりますし、選抜ですから受検生個々にどのように公平性や透明性とか担保されるのかということをお教えていただきたいと思います。
- 竹志高校教育指導課長： まず、1点目の教員の周知でございますけれども、これにつきましては、これまで各市町の教育委員会教育長をはじめ、県立お学校長会議等でも周知を図ってまいりました。

ただ、今の校長先生だけということではなく、学校の中でどう伝えていくかということも、ここを丁寧にしていきたいと思っているところがございます。

それと、今後の取組の中になりますけれども、先ほどもありました入試の説明会の第1回を5月から6月ぐらい、第2回を10月にということがあります。それに加えて、各学校がオープンスクールを大体7月から8月にかけてやります。多い学校は、秋にももう一回説明会をすることがありますので、そういったところでもしっかりと正しく伝えるようにしていただくように、こちらの方も支援をしていきたいと思っております。

続いて、自己表現の公平性についてです。今の基本方針では、2人ないし3人で受検生を見ることになっておりますが、これについては学校の規模や受検者の数で、本当に3人で丁寧にみるができる学校もあれば、回す上で2人しか回せないということもあるということで、こういうような状況にしていると思えます。

しかし、公平性の確保の必要がありますので、評価の規準については県から示しており、この観点はこの学校もまず見ますということはお示しすることになります。その次に、各学校でどのレベルまでのものを何点にするのかということもしっかりルールを作っていただきますので、その辺りのところにつきましては、公平性が損なわれるということはない形で実施できると考えているところがございます。

榑 原 理 事： 従来、今年度入試もそうですけれども、選抜（I）という推薦入試の中で面接をやったりしていますが、その際に各高等学校は複数で子供たちを見て評価しているという状況があります。それが生かされると私は思っております。

ちなみに、広島中高では大体1,000人ぐらい見ているときがあります。このときも複数でそれをこなすと、そのためには不安がないように先ほど出ていますけれども、学校内での評価の仕方を統一することが大事だと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： 少し補足をさせていただきます。

先ほどの理解がどの程度ということですが、制度を決定して以降、管理職中心にずっと説明会などをやってきたわけですが、それだけではまだ不十分ということで、11月24日に私立とか国立も含めた中学校にオンラインで説明会をしました。やってみると、やはり質問がすごく出まして、改めて細かいところは整理が必要だということも出てきておりますので、これがしっかりと伝わるように引き続きやっていきたいと思います。

志々田委員： 二つ、一つは、現在、高等学校の方で計画を見直してスクールミッションなどをきちんと分かりやすいように表現しましょうということを進めておられるとお聞きしました。それ自体がもう教育政策上求められていることなので、大事なことだとは思いますが、一方で、学校がそれぞれ考えたものが県全体としてどういうバランスになっているか、本当に重複がないのかというようなことですよね。あの学校はたくさん人が来る、こちらは人が来ないみたいな、入試の倍率が人気を測るバロメーターのように使われてしまうことはとても残念なことだと思います。ですので、やはり今、多くの子供たちが応募してくる高校であったとしても、その高校がその地域にとってふさわしく、また求められているものなのかどうかということが、大きく県全体のバランスを見ないときちゃんと評価できないことだと思うので、是非とも出揃ったら冊子に見せていただくと、本当に広島県の県立高校の強みと弱み、それから今後の課題や戦略といったことが見えてくるのかなど。先生方も、どうしても自分の高校ばかりを見て、自分の高校の魅力をと言っているうちにどんどん中に入ってしまって、相対的に自分たちの高校がどうあるべきなのかということを見落としてしまう可能性も十分にあると思うので、是非その辺りをこの入試の資料として出来上がったときに見せていただければなと思っています。また、それが学校や教育機関、地域の方たちにとっても納得いくものなのかどうかということもきちんと確認して、高校側は出してきてほしいなと思っています。

もう一つは、特別支援学校の入試になるのですが、やはり自己表現というのは入っていて、これは高等学校でも特別支援学校でも、県立学校に在籍してくれる子供たちは同じ入試を受けるということは機会としてとても大事なことだと思うのですが、やはり理解がうまくできないお子さんたちもたくさんいるわけですので、この自己表現というのを特別支援の知的障害のあるお子さんたちに正しく理解してもらって、前向きに受け取ってもらえるのかという説明をどのようにされているのか教えていただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 御意見ありがとうございます。一覧表にして、また改めて情報交換できればと思います。入試をやり替えるといったときに各校長先生方も集めて、やはり分かりやすいもの

にしていこうと。この学校といえこれですよねというふうになっていかないと意味がありませんので、総括指導主事、各学校の校長、管理職を指導して回る立場の元校長先生がおりますので、こういったところもしっかり中身を見ながら、校長とすり合わせをしながらやってきておりますので、しっかり作り込んでいきたいと思ひます。

玉木特別支援教育課長： 知的障害のある場合にどのように自己表現を説明するかということであったかと思ひますが、自己表現については、知的障害があつても自分を認識したり、それから人生を選択したり表現したりする力は付けていただきたいと考えています。それを中学校あるいは中学部段階からもずっと積み上げていただきたいということがあつて、この入学者選抜でも実施したいと考えています。

どういふ言葉でそれを説明するかは、その子その子で違ふかもしれませんが、特別支援学校の校長に説明しているときには、例えばですけれども、あなたの得意なことは何ですかというような質問をして表現してもらつたような、少しくだけた言葉で問ひかけたらどうかというようなことは話をしているところです。

志々田委員： 質問に答えていただいて、両方ともとても納得いたしました。

確かにお子さんにとっては障害の程度によって理解の仕方だとか分かりやすい言葉など違ふので、細かく学校の先生方がやってくださっているとは思ひます。ですけれども、少なくともやはり自己表現ですので、良いとか悪いとかではなくて、あなたのことが知りたい、あなたの表現できる力を見たいと子供たちに伝わらないと、それは自尊心というか、自分の価値がうまく理解できてないと、責められて、チェックされて、中まで見られて、いいこと言わないといけないというような、マイナスに受け取つてしまわないように、是非言葉を尽くして、今おっしゃっていただいたみたいに、あなたの良いところが見たいし、それをどれだけ表現できるかということを見ますという説明はとても良い説明だと納得をしました。よろしくお願ひします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は挙手願ひします。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よつて、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 3 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和3年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第1号、令和3年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和3年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案につきましては、資料の中ほど、2の臨時に代理した事項に記載しております3件でございます。

1ページをお願いいたします。令和3年度教育委員会関係補正予算についてでございます。

まず、1の令和3年度一般会計補正予算の(1)の歳入についてでございます。表の補正額の欄の一番下、教育委員会計欄に記載してございますとおり、1億5,000万円余の減額となっております。現計予算額は380億2,500万円余となっております。

次に、(2)の歳出につきましては、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計欄に記載してございますとおり、9億9,200万円余の減額となっております。現計予算額は1,589億5,200万円余となっております。

要求内容につきましては、下段の点線囲みに記載してございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止等した県立学校におきまして、保護者の経済的な負担軽減のため、企画料相当額のキャンセル料を支援する経費といたしまして、3,100万円余の増額、県立学校における感染防止対策を実施するために必要となる消毒液等の保健衛生用品を追加整備する経費といたしまして、1,100万円余の増額、新型コロナウイルス感染症対策として前倒しで配備を進めている1人1台のデジタル機器の活用におきまして、障害により機器の入出力に困難を抱える児童生徒のための入出力支援装置等を整備する経費といたしまして、700万円余の増額、令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定に伴う補正といたしまして、10億4,300万円余の減額につきまして計上したところでございます。

10ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、令和3年広島県人事委員会勧告などを考慮いたしまして、職員の期末手当の支給割合を改定するなど、必要な規定を整備するものでございます。

教育委員会に関係する内容といたしましては、1、職員の期末手当の支給割合を0.15月分減額改定、2、再任用職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.1月分減額改定、3、特別職の職員等の期末手当の支給割合を0.1月分減額改定することとしてございます。

施行期日といたしましては、公布の日からとしてございますけれども、会計年度任用職員の期末手当の改定につきましては、令和4年4月1日からとなっております。

24ページをお願いいたします。職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、職員が過失により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された場合に、情状を考慮して特に必要があると認められるときに失職させないことができる範囲を、公務遂行中の過失による交通事故以外の事故にも拡充するため、必要な改正を行うものとなっております。

教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、12月8日付けで同意する旨の回答をしております。

御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 二つ、お願いします。

一つは、修学旅行のキャンセルということで心が痛いのですが、今年もどれぐらいの高校の子たちが行けなかったのかということと、キャンセル料が企画料相当ということですが、企画料というのが一体何なのか教えてください。

江原総務課長： まず、実施状況でございますけれども、10月末現在の状況であります。県立の高等学校につきましては実施済みが16、実施予定が79、中止が11、計画なしが6ということでございます。中学校は実施済みが1、実施予定が3、計画なしが1、特別支援学校につきましては、実施済みが5、実施予定が36、それから中止が28、計画なしが8という状況になってございます。この度の予算は、今後、学校にコロナの感染が非常に蔓延し、中止となった場合にはこういった費用を補助することになりますけれども、内容といたしましては、いわゆる旅行代金の添乗員等の経費を除いた、言わば純粋な旅行代金の3、4%程度が企画料ということで求められるということがありますので、負担軽減のためにそれを支援するという形になってございます。

志々田委員： 旅行業界もとても大変なので、その金額を払わなくていいとかもつたいないとか言っているわけではなくて、大体その3、4%が普通の旅行業界では当たり前の数字だということですね。

江原総務課長： はい。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員： 職員の分限に関する手続の関係の条例なのですけれども、今回、従前が交通事故に限

っていたものを、公務執行中の過失による事故まで拡大されるということなのですから、従前は交通事故以外の公務執行中の事故については、特例がないという扱いをされてきたということなのではないでしょうか。

江原総務課長： はい、御指摘のとおりです。

近藤委員： そうなのですね、分かりました。

中村委員： 先ほどの志々田委員御指摘の点について少し確認なのですが、業界で通常ということではなくて、契約上決まっているキャンセル料がこれだということに合っていますか。

江原総務課長： いわゆる旅行代金につきましては、早い段階でキャンセルした場合につきましては、大半は免除されることになるわけですが、企画に係った部分については、業界としても一般的な事項として大体3、4%の負担は求めるということになってございまして、中止した場合、あるいは遠方だったものを近くに変更するとかといったようなケースにおいては求められるのが通例になってございます。

中村委員： 学校なのだからまけてくれということはあつてはいけないとは思って聞いているのですけれども、だからそれは契約上明記されてはいないが、通常負担するべきものだから負担しているということなのですか。

江原総務課長： 詳細には確認ができておりませんが、契約に明記されているのではないかと思います。

平川教育長： これは旅行業法で求められているもので、学校が修学旅行とか行く場合、2年前からそこを押さえていますので、3、4%という契約になっています。それは旅行業法で認められているものでございます。

中村委員： はい、分かりました。ありがとうございました。

菅田委員： これは意見なのですが、国との関係もあるのでしょうか、日本は物価が安いということは給料が全然上がっていないということで、民間に合わせて給料をどうかということではなくて、民間側から言うと、公務員の給料が上がるから民間も上げるとなるので、この辺りを少し考えていただいて、特に次世代を育てる教職員の給料は上げていただいて、優秀な人材が来るようにしていけないと思っております。

小川管理部長： このことにつきましては、地方公務員法の中に給与とか勤務条件については国家公務員及び民間と均衡を取るとというのが法令の条文に定まっていますので、大変ありがたい御指摘ではあるのですが、人事院が全国の民間企業の給与を調査し、休暇制度なども調査した上での勧告を受けての決定という形になっております。

細川委員： 1ページの要求内容の上から三つ目のところなのですが、県立特別支援学校入出力支援装置等整備事業ですけれども、先日、志々田委員と広島中央特別支援学校を学校訪問した折に、視覚障害の児童生徒に対して、この支援装置が一人1台、本当に行き渡っているのかということと、もう一つは、図書室を見せていただいたときに、点字の図書とか浮き上がる機械の読書ができる装置とか、いろいろ見せていただいたのですけれども、数が1台ずつしかなくて、そういうところの整備にもこれに関わっているのか教えてください。

江原総務課長： この度の補正につきましては、もともと一人1台のデジタル機器の整備と一体的に整備することが不可欠な支援装置を以前は整備していったところでもありますけれども、やってみるところ、非常に有効であったということ踏まえまして、学校に要望を取って、必要なものを整備するという状況になってございます。

ただ、一人1台、全てに行き渡っているかどうかというのは、今確認ができておりませんが、必要な数はこの度の補正をもって対応をしている状況でございます。

富永学びの変革推進部長： 今、総務課長の方から説明がありましたとおり、基本的には各学校に調査をかけて要望を出していただいておりますので、一人一人の児童生徒の支援に沿うものだと考えております。

また、今後につきましては、校長の方にヒアリングをしながら、改善策があれば、また考えていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議 1 令和 4 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和 4 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について、矢原義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： 報告・協議 1 によりまして、令和 4 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1 ページ目がこの度報告させていただきます、令和 4 年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。続きまして、2 ページには、参考として、10 年間の委員の構成表をつけております。網かけをしております年度は来年度と同様の採択を行った年度でございます。続きまして、3 ページ、4 ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししています。続いて、5 ページには、次年度の教科用図書採択に係る日程をお示ししています。一番上の枠で囲んでいるところが本日のこの教育委員会会議に当たります。6 ページには、参考として、令和 3 年度の広島県教科用図書選定審議会委員をお示ししております。

それでは、説明を始めさせていただきます。資料の 1 ページを御覧ください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る方針について御説明いたします。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものです。

まず、1 の選定審議会における重点審議事項を御覧ください。来年度の選定審議会においては、この 2 点について審議していただくことにしております。来年度は検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書について御審議いただきました。来年度は検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書についてのみ御審議いただきます。これは小学校用及び中学校用の教科書の採択替えは 4 年に 1 回であるのに対し、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書の採択については毎年行うこととなっているためでございます。

次に、2 の委員の選任に当たっての基本的な考え方を御覧ください。六つの考え方を示しております。これにつきましては昨年度既に、広島県が定める非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領の一部改正に伴い、文言を整理して、今年度の変更はございません。

次に、3 の委員の構成について御説明いたします。委員の区分につきましては、1 号委員として校長及び教員を、2 号委員として教育委員会関係者を、3 号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。この区分は、3 ページの構成の欄に示しましたように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 9 条に基づいております。

また、委員の定数については、その下にありますように、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例により 20 名となっております。1 ページにお戻りください。20 名のその内訳については表のとおりでございます。来年度は、先ほど申し上げたとおり、特別支援学校等で使用する、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択についての審議が行われることを踏まえ、1 号委員 7 名につきましては、特別支援学校の委員を 3 名としております。また、小・中学校いずれにも特別支援学級がありますので、小・中学校からも各 2 名としております。

今後、慎重に人選を行い、3 月の教育委員会会議では、審議会の委員候補者を提案させていただきます。予定でございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きますので、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10 : 23)

【非公開審議】

**第1号議案 教職員人事について**

公立学校教諭のわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11 : 06)